令和7年度　社会福祉法人　指導監査実施結果

調書番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
1	社会福祉法人	令和7年7月29日	法人	評議員会に2回連続で欠席している評議員がいました。社援発第0427第1号（最終改訂令和4年3月14日）厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、評議員会の日程調整を行う等の配慮と共に、当該評議員が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認して下さい。	**今後は連続で欠席とならないように、欠席した評議員の都合に合わせて次回の評議員会の日程を設定する。**
	恵生福祉会	実地	法人	理事及び監事の選任にあたり、理事会でその候補者を決議していませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条に基づき、評議員会の議題・議案については理事会で決議してください。	**今後は理事会で理事及び監事の候補者の決議を行う。**
			法人	新監事の選任について、現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	今後、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得る。
			会計	計算書類に対する注記に「(3)重要な会計方針の変更」、「(12)関係当事者との取引の内容」、「(13)重要な偶発債務」、「(15)合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第29条に基づき、注記項目について追記してください。	今後は「(3)重要な会計方針の変更」、「(12)関係当事者との取引の内容」、「(13)重要な偶発債務」、「(15)合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」も記載するようにする。

令和7年度　社会福祉法人　指導監査実施結果

調書番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
2	社会福祉法人	令和7年8月1日	法人	評議員、理事の選任時に欠格事由該当の有無を確認していませんでした。社会福祉法第40条第1項及び第44条第1項に基づき、選任時に各員から誓約書を徴取するなどして、欠格事由該当の有無を確認してください。	今年度選任の理事分は監査課からいただいた新しい様式を使用しましたが、昨年度選任の評議員分はこれまでの様式でした。次回から新様式を使用します。
	ジェロントピア新潟	実地	法人	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項に基づき、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。	次回より、各候補者ごとに決議を行い、議事録に明記します。
			法人	評議員、理事、監事の選任時に、各選任要件の確認がなされていませんでした。社会福祉法第39条、第44条第4項及び第5項に基づき、評議員は「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」、理事は「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」がそれぞれ1人以上含まれていること、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」がそれぞれ1人以上含まれていることを確認した上で選任し、確認した旨の記録を残してください。	次回より、1名ずつ、選任要件を明確にして確認をし、議事録にも明確に記録を残します。
			法人	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	監事2名のため、過半数である2名の監事両名から同意を得るよう、次回から行います。
			法人	理事会、評議員会が同日で開催されている事例がありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第1項に基づき、評議員会の開催は招集通知から1週間（中7日）以上の間隔を空けるか、同法第183条に基づき、招集手続の省略の手続きをとってください。	改善策として、次回より、①評議員会の開催を、招集通知から1週間以上の間隔をあけて開催するか、②招集通知の省略手続きを取りそれを議事録に残すか、とします。
			法人	評議員会を決議の省略で開催した際、決議について特別の利害関係を有する者の有無を確認していませんでした。社会福祉法第45条の9第8項の規定に基づき、決議の省略の提案書に特別の利害関係を有する者は申し出るよう記載するなどして、利害関係者の有無を把握し、かつ確認した旨の記録を残してください。	次回から、評議員会を決議の省略で開催した場合、決議の省略の提案書に、特別の利害関係を有する者は申し出るよう記載し、それを把握し、確認した旨の記録を残します。
			法人	法人が理事から有償で建物を借り受け、賃貸借契約が締結されていました。これは利益相反取引に該当するため、社会福祉法第45条の16にて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条及び92条第2項に基づき、契約締結時は理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、事前に承認を受けてください。また、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実（前年度の取引内容及び実績額等）を理事会に報告し、その旨を議事録に明記してください。	今後は契約締結時は理事会において重要な事実を開示し事前に承認を受けます。また、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実（前年度の取引内容及び実績額等）を理事会に報告し、その旨を議事録に明記します。具体的には、令和7年度の事業報告時と、令和8年度の事業計画時に改善します。
			法人	理事の理事会への出席について、令和6年度から直近の理事会に至るまで、連続で欠席した理事がいました。社援発第0427第1号（最終改訂：令和4年3月14日）厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、当該理事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認し、実質的に出席がかなわない場合は、選任替えも含め検討してください。	就任の継続について、監査後から相談しています。
			会計	定款第28条第2項に掲げる基本財産のうち、財産目録に記載されていないものがありました。社会福祉法人会計基準第2条に基づいて、資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示し、財産目録と定款の基本財産を一致させてください。	監査で指摘された後、9月の会計処理の際に、基本財産の修正をし、財産目録と定款の基本財産を一致させました。

令和7年度　社会福祉法人　指導監査実施結果

調書番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
3	社会福祉法人	令和7年8月5日	会計	評議員選任・解任委員会の構成委員について、理事会における推薦・承認等の経緯が確認できませんでした。また、委員会運営についての細則が定められていませんでした。定款第6条第3項に基づき、評議員選任・解任委員会細則において、委員会の運営、委員の構成に関する詳細や任期を定め、理事会の承認を得てください。	年度末までの理事会・評議員会で改めて策定します。
	新潟慈生会	実地	法人	評議員及び役員の選任の際、前回の履歴書をそのまま使用していました。社会福祉法第40条第1項及び第44条第1項に基づき、選任の際は最新の履歴書を徴収するか、記載内容に変更がない旨を記録に残すなど、適正に手続きを行ってください。	改めて内容確認を行い、新しい履歴書を作成します。
			法人	在任する評議員の人数が定款で定める理事の員数を超えておらず、欠員1～2名の状態が令和6年度途中から継続しています。社会福祉法第40条第3項及び定款第5条に基づき、速やかに欠員を補充してください。	評議員・監事・理事から推薦をお願いしているところです。
			法人	理事の員数について、欠員1～2名の状況が令和6年度途中から継続しています。欠員があることにより、特殊の関係にある理事が理事総数の3分の1を超えています。社会福祉法第44条第3項、第6項及び定款第16条に基づき、速やかに欠員を補充してください。	現状1名内諾、もう1名令和7年度内若しくは4月中補充予定。
			法人	理事及び監事の選任に係る評議員会が決議の省略で行われており、各候補者ごとに決議が採られていませんでした。定款第14条第3項に基づき、役員の選任決議は各候補者ごとに決議を行うとともに、その旨を議事録に明記してください。	次回の選任決議では決議の省略ではなく実地開催します。
			法人	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に現監事の同意を得ていることが確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の同意を得てください。また、書類の保管を確実に行ってください。	同意書を取り、確実に保管します。
			法人	令和7年度に決算承認の理事会を決議の省略で行った後、中14日の計算書類据え置き期間を置かずに、評議員会が決議の省略で行われていました。定時評議員会の開催について、社会福祉法第45条の32第1項及び社援発第0427第1号（最終改定：令和4年3月14日）厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会で計算書類及び事業報告等の承認を行った後、「中14日」以上の間隔を空けて開催してください。なお、当指摘は前回監査時に口頭指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	余裕を持った予定を組みます。
			法人	評議員会及び理事会の招集通知から開催までの期間について中7日の期間がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項及び同条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条及び第182条に基づき、開催の1週間前までに招集通知を発出してください。	期間がきちんととれるよう予定を組みます。
			法人	理事長の職務執行状況について、理事会への報告がなされていませんでした。定款第19条第3項に基づき、理事長は毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告し、議事録に残してください。	以降の理事会では職務執行状況の報告を議題に挙げ是正します。

令和7年度　社会福祉法人　指導監査実施結果

調書番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
3	社会福祉法人	令和7年8月5日	会計	会計処理について、会計伝票及び総勘定元帳による処理を行わず、計算書類が作成されていました。そのことにより、本来すべき処理がなされず、会計伝票及び総勘定元帳と計算書類の不一致が生じています。社会福祉法人会計基準第2条第1項第2号及び経理規程第13条に基づき、すべての会計処理は、会計伝票により処理し、計算書類は、正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成してください。	令和7年度末振替を実施
	新潟慈生会	実地	会計	計算書類の附属明細書について、社会福祉法人会計基準第30条に基づき、以下の通り正確に作成してください。 ①基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書－当期減少額及び当期減価償却額は正しい金額を記載する。 ②事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書－年度内の明細ではなく年度末現在の残高を記載する。 ③事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書－繰入金の財源欄は実態に合わせて記載する。 ④引当金明細書－引当金の取崩しについては、当期増加額のマイナス計上ではなく、当期減少額の目的使用欄に記載する。	是正しました。以降は正しく記載します。
			会計	資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の当年度末支払資金残高が一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第13条に基づき、支払資金残高を正確に算出し、計算書類の整合性をとってください。	資産科目の計上による整合性チェックを怠らないよう努めます。
			会計	随意契約については、経理規程第74条に基づき、随意契約が可能な金額であっても、予定価格10万円未満の軽微なものを除いて見積もり合わせを行い、相手先を決定してください。なお、特定の一者と随意契約する場合は、その理由や業者を明確にし、記録に残してください。	指摘後は全ての事案で見積合わせを実行しております。
			会計	計算書類に対する注記について、法人全体では「(1)継続事業の前提に関する注記、(3)重要な会計方針の変更」、拠点区分では「(7)基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩、(16)その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」の項目の記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第29条及び社会福祉法人会計基準の運営上の取り扱い25に基づき、計算書類の注記事項は適正に記載してください。併せて、経理規程62条第2項の省略項目に(15)を追加してください。	記載漏れがないように努めます。
			会計	固定資産の計上（過年度修正、売却、処分、移管）の一部に誤りがあり、資金収支計算書、貸借対照表及び事業活動計算書の整合性がとれていませんでした。社会福祉法人会計基準第2条に基づき、正確に計上してください。	是正しました。今後は整合性のチェックを怠らないようにします。
			会計	本部の会計責任者と出納職員が不在である状況が改善されていませんでした。経理規程第8条に基づき、本部の会計責任者と出納職員を任命してください。	改めて辞令を出しました。

令和7年度　社会福祉法人　指導監査実施結果

調書番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
4	社会福祉法人	令和8年1月29日	法人	理事会に2回連続で欠席している理事、監事がいました。社援発第0427第1号（最終改訂：令和4年3月14日）厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、当該理事、監事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認してください。	必ず会の最後に次回日時の確認を行い、参加が困難な場合は日程の調整を図るよう、心がけています。 指導監査後の開催（令和7年度第15回～第17回）に関しまして、欠席はありません。
	亀田郷芦沼会	実地	法人	評議員会及び理事会の招集通知から開催までの期間が1週間（中7日）に満たない事例がありました。社会福祉法第45条の9第10項及び同条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条及び第182条に基づき、開催の1週間前までに招集通知を発出してください。	余裕をもったスケジュールで資料作成、準備、発送の計画をします。 指導監査後の招集通知から開催までの期間は以下のとおりです。 ○第15回…招集通知2/24⇒開催3/4 ○第16回…決議の省略通知3/6⇒送付日3/16 ○第17回…招集通知3/17⇒開催3/25
			会計	計算書類に対する注記（法人全体）について、固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高の減価償却累計額の金額が一致していませんでした。また、「継続事業の前提に関する注記」の記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第29条に基づき、正しく記載してください。	次回決算時には注記の金額と固定資産管理台帳の金額を一致させます。 また、次回決算時に「継続事業の前提に関する注記」を追加記載します。

令和7年度　社会福祉法人　指導監査実施結果

調書番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
5	社会福祉法人	令和8年2月12日	法人	設備資金の借入について、定款細則〈別表1〉第2条第5号において理事長が専決できる業務とされていますが、同細則第20条(8)と齟齬があります。また、社会福祉法第45条の13第4項に基づき理事に委任することができませんので、削除してください。	定款細則に齟齬が発生しないよう、改定を行いました。
	新潟慈恵会	実地	法人	評議員選任・解任委員会委員として評議員が出席していました。社会福祉法第39条及び定款第5条に基づく適正な手続により評議員の選任を行うとともに、その旨を議事録に明記してください。また、理事・監事・評議員の間で立場が入れ替わる場合は、その任期・資格・理事会決議等の時系列に留意してください。	定款に基づいた適切な評議員選任を行うように注意します。 役員改選時の時系列に誤りがないよう注意します。
			法人	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に過半数の同意を得てください。	監事の改選時、事前に現監事の過半数の同意を得るようにします。
			法人	同日に同一議案を決議する理事会と評議員会を開催しており、その招集についてはいずれも電話連絡によるものでした。評議員会の招集については、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び第182条に基づき、評議員会の開催に関する理事会決議を得た上で評議員会の1週間（中7日）前までに通知してください。また、理事会招集通知を省略することについて、理事及び監事の同意があった旨を議事録に記載してください。	今後は評議員会へ1週間前までに通知するようにします。 理事会招集通知を省略した場合には、理事及び監事の同意を得た旨を議事録に記載します。
			会計	特別養護老人ホーム（白山）サービス区分について、本部拠点区分へ資金を繰り入れたことにより、当期資金収支差額合計に資金不足が生じていました。平成12年3月10日付老発第188号「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」第2-3-(1)で、当該法人が行う他の社会福祉事業等（収益事業を除く）への資金の繰入は、当該施設の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において可能とされていますので、適切な会計処理を行ってください。	R7年度に新施設建設が完了いたしましたので、R8年度以降は繰入超過が生じないようにします。 ※建設費の最終支払いがR8.3.3であるため、改善年月日を同日にしています。
			会計	事務費支出の会議費等で内容が不明瞭な支出が散見されました。社会福祉法人会計基準第1条及び第2条に基づき、一般に公正妥当と認められる、真実な内容を明瞭に記録に残し、その証憑書類を経理規程第14条に定める期間整理保存してください。	新たに「出張・会議報告書」という様式を作成しました。 今後はこちらを結果報告として提出する運用に変更します。

令和7年度　社会福祉法人　指導監査実施結果

調書番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
6	社会福祉法人	令和8年3月12日	法人	理事・監事・評議員から就任にあたり履歴書を徴取していませんでした。社会福祉法第39条、第40条第1項、第44条第1項、同第4項及び第5項に基づき、理事・監事として含まれていなければならない者が選任されているか、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が評議員として選任されているか、また、欠格事由該当の有無を確認するため、履歴書等を徴取して確認をしてください。	今後役員・評議員を新たに選任する際は、履歴書を取得の上で適格性・欠格事由への非該当性を確認する。また、現在の役員・評議員についても、履歴書の徴収を実施する。
	かえつ四季会	実地	法人	理事及び監事の選任について、評議員会の提案書には候補者の氏名のみが記載されており、各選任要件の確認がなされていませんでした。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき、理事は「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」がそれぞれ1人以上含まれていること、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」がそれぞれ1人以上含まれていることを確認した上で選任し、確認した旨の記録を残してください。	取得した履歴書に基づき、今後役員を選任する際は、評議員会においても適格性を確認する。
			法人	理事の中に「施設の管理者」が含まれていませんでした。社会福祉法第44条第4項第3号に基づき、評議員会を開催し、施設の管理者を理事に選任してください。また、現任の理事1名と交代する際は、現任の理事から辞任届を提出してもらってください。	理事長が施設管理者であることを明示する。
			法人	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、現監事2名の同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	今後監事の改選がなされる場合は、現監事2名の同意を得、かつその記録を取得する。
			法人	評議員の報酬について、定款第8条第1項の規定（無報酬）と役員等報酬規程第2条の規程（評議員会への出席1回あたり5,000円）が一致していません。定款第10条及び第40条に基づく定款の変更又は同第10条及び役員等報酬規程第4条に基づく同規程の改定により、報酬の支給について整合性を図ってください。	速やかに定款変更申請を行い、評議員報酬を無報酬とする定款記載を変更する。
			法人	評議員会の招集通知を理事会の決議前に発出していました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき、理事会の決議により日時・場所及び議題等を決定し、招集通知に記載して、開催の1週間前までに発出してください。また、招集通知を省略により開催する場合は、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第183条により評議員全員から同意を得て、その旨を議事録に記載してください。	今後評議員会を開催する際は、適切な理事会決議を得るようにする。
			法人	理事会の招集通知が確認できない事例がありました。社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条に基づき、理事会の1週間前までに招集通知を発出してください。また、招集通知を省略により開催する場合は、理事及び監事全員から同意を得て、その旨を議事録に記載してください。	必ず招集通知は発出しているものの、その保管や整理が不十分であったため、今後は、紙媒体及び電磁的記録共に、適切に保管・保存する。

令和7年度　社会福祉法人　指導監査実施結果

調書番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
6	社会福祉法人	令和8年3月12日	法人	令和6年5月8日と6月28日の評議員会議事録が保管されていませんでした。評議員会の議事録は、社会福祉法第45条の11第2項及び第3項に基づき、評議員会の日から法人事務所に10年間備え置いてください。評議員会の決議が省略された場合には、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第2項に基づき、同意の意思表示の書面又は電磁的記録が、法人事務所に決議があったとみなされた日から10年間備え置いてください。	今後は、紙媒体及び電磁的記録共に、適切に保管・保存する。
	かえつ四季会	実地	法人	理事長の職務執行状況について、理事会で報告が行われていませんでした。社会福祉法第45条の16第3項および定款第17条第3項に基づき「毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上」の報告を実施してください。なお、この報告は報告の省略をすることができませんので、実際に開催された理事会（決議の省略又は報告の省略によらない理事会）で行ってください。	口頭での職務執行報告はなされていたものの、法令及び定款上の義務として明確に実施する意識が希薄であったため、今後、基本的には予算承認及び決算承認に係る会議体の実施タイミングで、職務執行報告を明確に実施し、かつ議事録に明示する。
			法人	施設長等の重要な役割を担う職員の選任及び解任は、定款第23条第2項に基づき理事会の議決を経てください。	今後施設長等のキーパーソンを選任する際は、適切な理事会決議を得るようにする。
			会計	経理規程を改訂する場合は、経理規程第9条に基づき理事会の承認を得てください。	今後実質的に規程類を変更する際は、適切な理事会決議を得るようにする。
			会計	予算の執行に当たり、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項2の(2)に基づき、補正予算を作成して理事会の承認を得てください。	毎月の予算管理を徹底し、乖離が見込まれる場合は速やかに補正予算を作成し、理事会承認を得る体制を整備した。
			会計	複数のサービス区分等に共通する経費について按分基準が無く、会計処理が行われていないことにより、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書（以下「附属明細書」）が適正に作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第14条第2項及び第20条第2項に基づき、合理的な按分基準を定めた上で配分し、附属明細書を正しく作成してください。	合理的な按分基準を策定し、適正な配分を行い附属明細書を作成した。
			会計	流動資産-拠点区分間貸付金及び流動負債-拠点区分間借入金について、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱いについて6に基づき、貸借対照表日の翌日から起算して入金又は支払の期限が1年を超えて到来されるものは固定資産又は固定負債に表示してください。	社会福祉法人会計基準運用上の取り扱いに則り、拠点区分間貸付金及び拠点区分間借入金について、入金又は支払の期限が1年を超えて到来されるものは固定資産又は固定負債に表示した。
			会計	社会福祉法人会計基準第29条に基づき、計算書類の注記について次の内容を修正してください。1.「財務諸表」の文言を「計算書類」に修正。2.5(3)各拠点におけるサービス区分は漏れなく記載。	決算における計算書類の注記について、「財務諸表」の文言を「計算書類」に改める。合わせて各拠点のサービス区分は漏れなく記載する。

令和7年度　社会福祉法人　指導監査実施結果

調書番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
6	社会福祉法人	令和8年3月12日	会計	附属明細書の借入金明細書については、社会風駆使法人会計基準第30条に基づき、「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱いについて」26別紙3(①)の様式で作成してください。	決算書類作成時、借入金明細書は社会福祉法人会計基準に例示してある様式に則り作成する。
	かえつ四季会	実地	会計	会計伝票について会計責任者の承認を受けていませんでしたので、経理規程第13条に基づき、会計責任者の承認印又は承認のサインを受けてください。	個別の会計伝票において、承認印又は承認のサインを受けることは難しいので、仕訳日記帳等ある程度まとまった帳票を出力して、会計責任者から確認を得ることとする。
			会計	小口現金の保有限度額超過が散見されましたので、経理規程第28条に定める額としてください。	限度額は8万円であることを改めて認識し、出納業務を行う際は会計責任者が精査する。
			会計	日々収納した現金を経理規程で定める期限を超えて金融機関に預け入れている事例がありました。経理規程第24条に基づき収納後7日以内に金融機関に預け入れてください。	現金で利用料等を収納した場合、全額回収されていなくとも7日以内に金融機関へ預け入れることとした。出納業務に係わる職員に対しても周知徹底した。